

平成 31 年 2 月 26 日

只見町長 菅家三雄 様

只見の自然に学ぶ会

代表 新国 勇

(事務局)

〒968-0421 福島県只見檜戸字館ノ川 1587 渡部方

T E L & F A X 0241-82-3242

www.fukosya.com/manabu.html

只見町内の公道での除草剤の使用中止について（申し入れ）

日頃より、町民の生活向上のため諸施策に邁進されていることに敬意を表します。

本会は、地域の自然資源を活かしたまちづくりを目指して活動している団体です。会員は 80 名を数え、平成 22 年には南会津地方植樹祭において緑化功労賞、そして福島民友新聞社からはみんゆう環境賞を受賞しています。

さて、本会では、昨年 8 月、福島県が管轄する南会津郡只見町内の公道沿線において除草剤が使用されたことを確認しています。把握した箇所は、国道 252 号田子倉地内、同石伏地内、同塩沢地内、さらに国道 289 号線梁取地内、同大倉地内、さらに県道 153 号小林会津宮下停車場線布沢地内です。これらは風光明媚な山岳や湖沼のなかを走る公道です。ブナの深緑の中、道路沿いの植物群落は赤褐色に枯れ上っていました。除草剤が使用された場所は、越後三山只見国定公園内および只見柳津県立自然公園内でもあります。さらに重大なことは、本行為がユネスコ M A B 計画に基づく只見ユネスコ B R（只見ユネスコエコパーク）の指定地域内において実施されたことです。

すぐれた自然の風景地を保護するための自然公園法、そして貴重な生態系を守り、人と自然の持続可能な社会を築くモデル地域であるユネスコ B R の理念を無視した行為というほかありません。

当会員の多くは、町内のブナ林など自然に触れることを目的に来町した観光客を案内する町公認自然インストラクターを行っています。昨年は目

的地までの道すがら、道路沿いの赤茶けた植物群落を見せながら案内するのにたいへん恥ずかしい思いをしたという声があがっています。国定公園と県立自然公園、さらにはユネスコBRにも指定されている「自然首都・只見」の誇りを足元から汚されてしまったのです。同様の苦情は、多くの町民からも寄せられています。

除草剤の使用は、生態系および人体への影響を考慮して極力避けることはいまや世界の潮流です。環境意識の高まりの中、除草の省力化と予算削減という目先の目的達成だけでは済ませられない問題です。

東京電力福島原子力発電所事故による風評被害払拭のため、数々の施策が講じられ、成果が見られはじめたなかにおいて、今回のような行為が行われたことは、遺憾の極みと言わざるを得ません。

この度の公道への除草剤の使用については、実施前に福島県山口土木事務所から説明を受けていたという話を聞いております。

只見町は、第7次只見町振興計画のもと、「人と自然の共生」を保ちながら持続可能な施策を、あらゆる行政分野において展開していくとしています。本計画ではユネスコBRに登録されたことを機に、世界に誇れる自然や文化を活かした施策を行うと明記しているのに、なぜ今回の行為を止められなかったのでしょうか。

只見町は、只見ユネスコBR、越後三山只見国定公園、只見柳津県立自然公園という国内屈指の傑出した自然環境を有し、自然の中心地として「自然首都・只見」を標榜しています。

只見町当局におかれましては、町民がなさけなく感じ、訪問した人々から眉をひそめられるようなことを二度とされないよう毅然とした態度で行政執行されるよう切望いたします。そして、生態系保全と景観維持を無視した道路管理を行った福島県に対し、公道への除草剤の使用を止めさせることを強く申し入れます。